

令和元年第2回宇治田原町議会定例会

目次

○第1日（令和元年6月6日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 諸報告	4
日程第4 報告第2号 平成30年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について	7
日程第5 報告第3号 平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	7
日程第6 報告第4号 平成30年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について	7
日程第7 報告第5号 平成30年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書について	7
日程第8 報告第6号 平成31年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について	7
日程第9 議案第24号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について	8
日程第10 議案第25号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について	8
日程第11 議案第26号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分について	8
日程第12 議案第18号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて	11
日程第13 議案第19号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	11
日程第14 議案第20号 宇治田原町土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	11
日程第15 議案第21号 宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい	

		積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………11
日程第16	議案第22号	土地の取得について……………11
日程第17	議案第23号	京都地方税機構規約の変更について……………11
日程第18	議案第17号	令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号） ……11

令和元年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年6月6日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第2号 平成30年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第3号 平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第4号 平成30年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 報告第5号 平成30年度城南土地開発公社(第1回)補正事業計画に関する報告書について
- 日程第8 報告第6号 平成31年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 日程第9 議案第24号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第10 議案第25号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第11 議案第26号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第12 議案第18号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第13 議案第19号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第14 議案第20号 宇治田原町土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第15 議案第21号 宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行

為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するに
ついて

日程第16 議案第22号 土地の取得について

日程第17 議案第23号 京都地方税機構規約の変更について

日程第18 議案第17号 令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	山内 実貴子	議員
	2番	山本 精	議員
	3番	今西 久美子	議員
	4番	垣内 秋弘	議員
	5番	田中 修	議員
	6番	原田 周一	議員
	7番	馬場 哉	議員
	8番	松本 健治	議員
	9番	谷口 重和	議員
	10番	浅田 晃弘	議員
11番	藤本 英樹	議員	

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷 信夫 君
副町	長	山下 康之 君
教育	長	奥村 博巳 君
総務部	長	奥谷 明 君
健康福祉部	長	久野村 観光 君
建設事業部	長	野田 泰生 君

まちづくり整備推進	黒川剛君
担当部長	
教育部長	光嶋隆君
総務課長	青山公紀君
企画財政課長	矢野里志君
税住民課長	馬場浩君
介護医療課長	廣島照美君
健康児童課長	立原信子君
建設環境課長	谷出智君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
産業観光課長	木原浩一君
上下水道課長	垣内清文君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君
学校教育課長	岩井直子君
社会教育課長	清水清君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

今日開会の6月定例会は、令和最初の定例会となっております。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第2回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷口 整） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、今西久美子議員と9番、谷口重和議員を指名いたします。

以上の兩名に差し支えのある場合は、次の順序の議員をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（谷口 整） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は本日から6月20日までの15日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって会期は本日から6月20日までの15日間に決定をいたしました。

会期中の予定につきましては、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

◎諸報告

○議長（谷口 整） 日程第3、諸報告を行います。

議長において受理をいたしました陳情書2件につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で、諸報告を終わります。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

6月町議会定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和に改元されて初めての議会となります令和元年第2回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方にはご参集をいただき、ここに開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のことと心よりお喜びを申し上げますとともに、平素から宇治田原町行政の推進に何かとご理解、ご尽力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

皆さんもご存じのとおり、去る5月8日に、滋賀県大津市の県道交差点の歩道で信号待ちをしていた園児らの列に車両が突っ込み、園児ら16人が死傷する事故が発生をいたしました。

また、5月28日には、神奈川県川崎市で小学生ら20人が男性に刃物で殺傷される大変痛ましい事件が発生をしたところでございます。

幼い命を含むお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、負傷されました方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

本町におきましては、この大津市の事故を受け、関係部署において調査を行ったところでございます。引き続き、児童生徒が安全に登校できるように、関係機関と連携し、議員の皆様方、住民の皆様方のご協力を得ながら、安全対策に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

さて、本町の玄関口である国道307号の銘城台交差点を四季の花で彩どり、安らぎとぬくもりがあふれるハートのまちづくりにご貢献をいただいておりますボランティアサークル「花いっぱいさあくる」様が緑化推進運動功労者として内閣総理大臣賞を受賞され、4月26日に東京で開催された「みどりの式典」で表彰されました。

このたびの内閣総理大臣賞の受賞に対しまして心よりお喜び申し上げますとともに、団体設立後20年以上にわたり、花壇の前を行き交う人々の心を和ませ、次代を担う子どもたちに美しい宇治田原を引き継ぐため、こつこつと地道に活動を続けてこられたことに対しまして心から感謝と敬意を表する次第です。

6月1日には、来年3月から47都道府県をめぐる2020年東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーのルートが発表され、5月26日、27日の2日間で本町を含めた京都府の16市町を回る日程が組まれたところでございます。この発表を受

け、いよいよオリンピック・パラリンピックが近づいてきたと実感するとともに、本町の魅力を世界に発信してまいりたいと考えておるところでございます。

6月に入り、一番茶の収穫も終盤を迎えました。今年度は第73回全国茶品評会が愛知県で、第72回関西茶品評会が京都府で開催されますが、生産者並びに茶摘みさんリーダー、各関係機関が一丸となって出品茶の生産に当たっていただき、大変すばらしい高品質のお茶が製造されたと聞いております。各品評会におきます上位入賞、また優秀産地賞獲得に向けて大いに期待をしておるところでございます。

間もなく梅雨入りとなりますが、本町におきましては、災害時に小型無人機ドローンを活用した情報収集や被災者の捜索等が行えるよう、5月10日にドローン撮影クリエイターズ協会と地域再生・防災ドローン利活用推進協議会との間に協定書を締結いたしました。

さらには、6月4日に町地域防災計画に基づき防災パトロールを行ったところですが、住民の皆様方の安心・安全を守るため常に関係機関との連絡体制を確立し、議員の皆様方、住民の皆様方とご協力を得ながら、引き続き災害時における対応を円滑に行えるよう対策に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

今議会に提案させていただきます議案は、令和元年度一般会計補正予算（第1号）など、予算議案1件、条例議案7件、一般議案2件、報告5件の合計15件でございます。

それぞれの議案内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

最後になりましたが、4月1日付で定期人事異動を行いましたので、対象となります職員につきまして、副町長から紹介をさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、おはようございます。

貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

それでは、私のほうから人事異動者を紹介させていただきます。

まず、総務部総務課長の青山公紀でございます。

○総務課長（青山公紀） 青山でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○副町長（山下康之） 総務部税住民課長の馬場浩でございます。

- 税住民課長（馬場 浩） 馬場でございます。よろしくお願いいたします。
- 副町長（山下康之） 建設事業部建設環境課長の谷出智でございます。
- 建設環境課長（谷出 智） 谷出でございます。よろしくお願いいたします。
- 副町長（山下康之） 建設事業部上下水道課長の垣内清文でございます。
- 上下水道課長（垣内清文） 垣内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副町長（山下康之） 会計管理者兼ねて会計課長の長谷川みどりでございます。
- 会計管理者兼会計課長（長谷川みどり） 長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副町長（山下康之） 教育部社会教育課長の清水清でございます。
- 社会教育課長（清水 清） 清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副町長（山下康之） 以上でございます。お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ありがとうございます。

◎報告第2号～報告第6号の一括上程、説明

- 議長（谷口 整） それでは、日程第4から日程第8は、いずれも報告でございます。会議規則第37条により、一括して報告を求めます。西谷町長。
- 町長（西谷信夫） それでは、報告第2号から報告第6号までにつきましてご説明を申し上げます。

報告第2号、平成30年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算第3号、第4号及び第5号の繰越明許費の設定を行いました新庁舎建設事業費、宇治田原山手線整備事業費、新市街地連絡道路整備事業費、また新市街地都市公園整備事業費などに係る繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第3号、平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算第2号で繰越明許費の設定を行いました公共下水道に係る管渠整備事業の繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第4号、平成30年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、配水管移設等事業などの事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、水道事業会計予算繰越計算書を調整いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第5号、平成30年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書につきましては、地方自治法第221条第3項の法人について、法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する資料を作成し、次の議会に提出しなければならないことから報告させていただくものでございます。

この補正事業計画につきましては、去る3月20日に開催されました城南土地開発公社の理事会において可決されたものでございまして、平成30年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画における本町の公有地取得事業についてはございません。

続きまして、報告第6号、平成31年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書につきましても、報告第5号と同じく、地方自治法第221条第3項の法人について、法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する資料を作成し、次の議会に提出しなければならないことからご報告させていただくものでございます。

この事業計画につきましても、去る3月20日に開催されました城南土地開発公社の理事会において可決されたものでございまして、平成31年度城南土地開発公社事業計画における本町の公有地取得事業等についてはございません。

以上でございます。

○議長（谷口 整） これにて報告を終わります。

◎議案第24号～議案第26号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第9から日程第11、議案第24号から議案第26号までの3議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第24号から第26号の3議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第24号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分につきまして

は、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったものでございます。

主な改正内容は、住宅ローン控除の拡充に伴う措置等でございます。

続きまして、議案第25号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が本年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったものでございます。

改正内容は、国民健康保険税における基礎課税額において、被保険者の負担能力に応じた負担を求めた国民健康保険税条例に定める賦課限度額について基礎課税額を58万円から61万円に引き上げる一方、低所得者層に対して負担軽減を図るため、軽減額算定所得の算定方法を変更し、2割及び5割軽減適用対象者の拡充を図るものでございます。

続きまして、議案第26号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等が本年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったものでございます。

改正内容は、平成27年4月から設けている消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを今般の令和元年10月以降の消費税率10%への引き上げに合わせて、さらに保険料軽減強化を図るものでございます。

以上、3議案につきまして特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきましたので、ここに報告し、ご承認を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりましたので、これより日程第9、議案第24号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) ないようですので、これにて討論を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、日程第10、議案第25号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) ないようですので、本案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。今西議員。

○3番(今西久美子) ただいま議題となっております議案第25号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分につきまして、反対の立場から討論を行います。

今回の改定により5割軽減と2割軽減の対象世帯が拡充をされますが、軽減される世帯は見込みでわずか7世帯増えるだけであります。その一方で、最高限度額については今回も3万円引き上げられることとなり、これでは限度額に近い階層でも値上げを招く弊害のほうが大きいのではないのでしょうか。

自営業者、農家の経営難とともに低賃金の非正規労働者や失業者、年金生活者などの無職者が国保加入者の多くを占めているにもかかわらず、高い国保税は重くのしかかっています。そもそも全く収入のない子どもにまで頭割りで国保税をかける人頭税的なやり方は過酷過ぎます。最高限度額の引き上げなどという小手先の対策ではなくて、全国知事会が要望しているとおり、国費を1兆円投入し、均等割、平等割をなくし、せめて協会けんぽ並みの保険税に引き下げを強力に求めていただくと同時に、町としても引き下げの努力を求め、反対討論といたします。

○議長(谷口 整) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) これにて討論を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手多数。よって本案は原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、日程第11、議案第26号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) ないようですので、本案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) ないようですので、これにて討論を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって本案は原案どおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第18号～議案第23号及び議案第17号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷口 整) 会議規則第37条により、日程第12から日程第18まで、議案第18号から議案第23号まで、及び議案第17号の7議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第18号から議案第23号まで、及び議案第17号の7議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第18号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地方税法等一部を改正する法律等が本年3月29日に公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、個人住民税の非課税措置、軽自動車税のグリーン化特例の適用対象の見直し等でございます。

続きまして、議案第19号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、災害援護資金の貸付に係る保証人、利率及び償還方法の規定の見直し等でございます。

続きまして、議案第20号、宇治田原町土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、町内の無秩序な土採取事業をなくし、生活環境の破壊及び災害の防止を図るために罰則規定の強化について改正を行うものでございます。

議案第21号、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、町内の無秩序な土砂等による埋立て、盛り土及びたい積行為をなくし、生活環境の破壊及び災害の防止を図るため、罰則規定の強化について改正を行うものでございます。

続きまして、議案第22号、土地の取得につきまして、新市街地都市公園用地として土地を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今般お願いいたしますのは、本町大字立川小字阪口18番4外7筆、1万5,073.95平方メートル、地権者2名に対するもので、取得予定金額につきましては2億4,808万6,000円を予定しているところでございます。

続きまして、議案第23号、京都地方税機構規約の変更につきましては、京都地方税機構が処理する事務に新たに固定資産税のうち償却資産に係る申告書等の受付等の事務を追加するとともに、平成28年度及び平成31年度税制改正に対応するため、その規約の一部を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議

決を求めるものでございます。

議案第17号、令和元年宇治田原町一般会計補正予算（第1号）につきましては、京都府から事業委託を受けて実施する学びの深化プロジェクト実施校研究事業費など、早期に対応が必要な事業を中心に補正するものであり、補正額は188万8,000円の追加となり、補正後の予算総額62億688万8,000円とするものでございます。

まず、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入につきましてご説明申し上げます。

国庫支出金では、子ども・子育て支援事業費補助金93万4,000円を追加しております。

府支出金では、プレミアム付商品券事務費補助金79万5,000円、学びの深化プロジェクト実施校研究事業委託金14万9,000円、合計で94万4,000円を追加しております。

寄附金では、社会福祉寄附金1万円を追加しております。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

総務費では、老人・身体障害者対策福祉基金積立1万円を追加しております。

民生費では、保育所運営費93万4,000円を追加しております。

商工費では、プレミアム付商品券発行事業費79万5,000円を追加しております。

教育費では、学びの深化プロジェクト実施校研究事業費14万9,000円を追加しております。

次に、「第2表 債務負担行為補正」につきましては、新庁舎環境整備事業として電話設備等を整備する通信設備等の令和9年度まで、機械警備の令和7年度まで、新庁舎の什器等を整備する什器等の令和2年度までの債務負担の限度額を定めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 各議案に対する質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第18号及び議案第20号から議案第23号までの5議案を総務建設常任委員会に、議案第19号を文教厚生常任

委員会に、議案第17号を予算特別委員会に付託することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり、7議案につきましては、それぞれの常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定をいたします。

お諮りいたします。以上で、本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定をいたしました。本日はこれにて散会をいたします。

次回は6月11日午前10時から会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、本日付託いたしました議案につきましては、それぞれの所管の委員会において十分な審査をお願いしたいと思います。

皆様ご苦労さまでした。

散 会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 今 西 久 美 子

署 名 議 員 谷 口 重 和